

○足利市再生可能エネルギー発電設置事業に伴う雨水排水、土砂の流出及び崩壊防止対策に関する指導要綱

足利市再生可能エネルギー発電設置事業に伴う雨水排水、土砂の流出及び崩壊防止対策に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー発電設備を設置する事業（木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下「設置事業」という。）に伴う雨水排水、土砂の流出及び崩壊防止対策に関し必要な事項を定め、道路、準用河川及び法定外公共物の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成29年足利市条例第11号。以下「条例」という。）によるもの及び次の各号に定めるところによる。

- (1) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に基づく道路とする。
- (2) 準用河川 河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に基づく河川とする。
- (3) 法定外公共物 市が管理する道路、堤、河川、水路、ため池その他これらに類するもの（これらと一体をなしている施設、工作物等で、市が管理するものを含む。）のうち、道路法、河川法及び下水道法（昭和33年法律第79号）の適用を受けないものをいう。

(道路の区域)

第3条 道路の区域は、境界確定図、道路台帳、公図、現地確認等で判断するものとする。

(準用河川及び法定外公共物の区域)

第4条 準用河川及び法定外公共物の区域は、境界確定図、公図、現地確認等で判断するものとする。

(適用範囲)

第5条 この要綱は、条例第11条に規定する届出が必要な設置事業について適用する。

(適用除外)

第6条 この要綱は、雨水排水、土砂の流出及び崩壊防止への対応に関する規定のある法令等の適用を受けるものについては、適用しない。

(事前協議)

第7条 次条の届出をしようとする設置事業者（以下「届出予定事業者」という。）は、事業区域ごとに、設置事業に関する計画を定め、あらかじめ雨水排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止するための措置について、事業計画事前協議書（別記様式第1号）に次条各号に掲げる図書を添えて市長に協議するものとする。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、届出予定事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 市長は、前項の規定による指導又は助言は、事前協議（指導・助言）通知書（別記様式第2号）により、当該届出予定事業者に通知して行うものとする。

4 前項の規定による通知を受けた届出予定事業者は、事業計画の内容が同項の規定により通知された内容に至ったときは、事前協議（指導・助言）通知事項回答書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

（設置事業の届出）

第8条 設置事業を行おうとする設置事業者は、当該設置事業に着手する日の30日前までに、設置事業届出書（別記様式第4号）、事前協議（指導・助言）通知書の写し、事前協議（指導・助言）通知事項回答書の写し及び次の図書を添えて市長に届出するものとする。

(1) 位置図

(2) 区域図

(3) 事業区域内の土地に係る公図

(4) 土地利用計画平面図

(5) 造成計画平面図及び断面図

(6) 事業区域内に設置する工作物の構造図

(7) 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画図

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（設置事業の変更届出）

第9条 前条の規定による届出の内容を変更しようとする設置事業者（以下「変更届出事業者」という。）は、あらかじめ、設置事業変更届出書（別記様式第5号）に変更の内容が確認できる図書を添えて市長に届出するものとする。ただし、軽微な変更にあつては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、変更届出事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 市長は、前項の規定による指導又は助言は、設置事業変更届出（指導・助言）通知書（別記様式第6号）により、当該変更届出事業者に通知して行うものとする。

4 前項の規定による通知を受けた変更届出事業者は、事業計画の内容が同項

の規定により通知された内容に至ったときは、設置事業変更届出（指導・助言）通知事項回答書（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

（技術的事項）

第10条 第7条、第8条及び前条に規定する雨水排水施設その他土砂等の流出及び崩壊の防止対策に関する技術的事項は、条例第17条第1項第3号、第5号及び第7号の規定によるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（別記様式第1号、第3号、第4号、第5号、第7号の㊦を削除）